

○経済産業省告示第二百一号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣 西村 康稔

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示等の一部を改正する告示

（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部改正）
第一条 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

附
則

この告示は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

備考 表中の「」は注記である。	改 正 後		改 正 前	
	(電気工作物)		(電気工作物)	
	第一 条	第一 条	第一 条	第一 条
第一 条 電気関係報告規則第一条第二項第十 二号及び電気設備に関する技術基準を定め る省令附則第二項ただし書に規定する別に 告示する電気工作物は、次の各号に掲げる ものとする。	一 変圧器（電気事業法（昭和三十九年法 律第七十号）第三十八条第四項各号に 掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧 器を除く。）	一 変圧器（電気事業法（昭和三十九年法 律第七十号）第三十八条第三項各号に 掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧 器を除く。）	二～十二 【略】	二～十二 【略】

(電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項
ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限の一部改正)

第四条 電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二
項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二
項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二
項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限（平成二十八年経済産業省告示第二百三十七号）
の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲
げる規定の傍線を付した部分のよう改める。
のと/orする。

(液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽
力を原動力とする火力発電所)

第八条 規則第七十九条第一号及び第九十四
条第一号への液化ガスを熱媒体として用い
る小型の汽力を原動力とする火力発電所
は、当該火力発電所を構成する火力設備の
全てが第三条第一号から第五号まで及び第
七号に掲げる要件のいずれにも該当するも
のとする。

(液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽
力を原動力とする火力発電所)

第八条 規則第七十九条第一号及び第九十四
条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる
小型の汽力を原動力とする火力発電所は、
当該火力発電所を構成する火力設備の全て
が第三条第一号から第五号まで及び第七号
に掲げる要件のいずれにも該当するものと
する。

所の発電設備並びに同号（一）下欄の(2)の小
型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設
備を次のように定め、公布の日から施行する。
なお、平成二十四年経済産業省告示第百号（電
気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一
号等の規定に基づく小型のもの若しくは特定
の施設内に設置されるものである水力発電所
等）は、平成二十七年四月二十九日限り、廢
止する。

所の発電設備並びに同号（二）下欄の(2)の小
型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備
を次のように定め、公布の日から施行する。
なお、平成二十四年経済産業省告示第百号（電
気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一
号等の規定に基づく小型のもの若しくは特定
の施設内に設置されるものである水力発電所
等）は、平成二十七年四月二十九日限り、廢
止する。